

事 務 連 絡

令和3年2月2日

指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

障害児通所支援事業所における送迎にかかる費用の徴収について

みだしについて、これまで、運営規程にあらかじめ定めた金額を徴収してよいこととし、運営規程及び重要事項説明書の参考モデルにおいて設定の例を示していましたが、この度、基準省令等を再確認した結果、令和3年3月1日以降、以下の通りの取り扱いとすることといたしましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送迎加算算定の有無に関わらず、利用者から送迎費用を徴収することはできない。
- 2 運営規程や重要事項説明書に送迎費用の徴収について記載がある場合は、削除してください。  
※本修正にかかる変更届の提出は不要です。

お問い合わせ  
沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班（児童担当）  
TEL 098-866-2190